

案件名：県営公園の魅力化・持続的なマネジメントに向けた活用検討アドバイザリー業務委託

質問No	内容	回答
1	履行期限が、実施要領と標準業務委託契約書（案）とで記載が異なるが、実施要領の「令和8年3月20日まで」と捉えてよいのか。	ご認識の通りです。契約書案については修正版を下記ページにアップロードしていますので、ご確認をお願いします。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/tokorozawa_skatepark/tokorozawa_advisory.html
2	「4 業務内容（1）現状の把握」において、必要に応じ専門家へのヒアリングを実施すると記載がありますが、現時点で想定されている専門分野がありましたらご教示ください。（例：都市公園の専門家、スケートボード等のアーバンスポーツの専門家 等）	仕様書「4. 業務内容（2）魅力的な活用及び持続的なマネジメントに向けた検討の支援」の検討項目の一例に記載した事項に精通した専門家を想定しております。
3	業務実績に、下請けで実施した業務を記載することは可能でしょうか。 また、その場合、業務を適切に履行した証明を示す書類がなく、納品書や請求書で代用することは可能でしょうか。	会社としての業務実績および業務責任者の業務実績には元請け受注した実績を記載してください。なお、特定設計共同体による業務実績については代表構成員であるものに限りです。 業務を適切に履行した証明がない場合は、様式2の2「業務実績 注書き3」のとおり「契約金額が全額支払われたことの分かるもの」として下さい。 （例）契約書の写しおよび振込通知の写しを提出する場合は以下の①②を満たすこと ①契約書写し - 変更契約を含むすべての契約 ②振込通知の写し - 当該口座の名義が受注者であること - 振込者が発注機関であること （略称や出納部門の名称でも可） - 支払いが分割の場合はすべての支払い - ネットバンクの場合は画面コピーでも可
4	「本広場」とは、別途発注されている「公園等建設工事（所沢航空記念公園広場等整備工）」の事業範囲と同じという理解でよろしいでしょうか。 また、「周辺施設」につきましては、パーゴラ・クラブハウス以外にどの範囲までが対象となりますでしょうか。	本広場の範囲はご認識の通りです。 周辺施設はパーゴラ、クラブハウスを想定しておりますが、範囲を広げた企画提案も可能です。

案件名：県営公園の魅力化・持続的なマネジメントに向けた活用検討アドバイザリー業務委託

質問No	内容	回答
5	説明者は原則業務責任者が実施するとのことですが、ヒアリングには何名まで同席可能でしょうか。	ヒアリングの出席者は業務責任者を含め3名までとして下さい。